

けんせい保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、事業や設備の概要、提供されるサービスの内容、契約上における重要事項について説明いたします。

1 事業者（運営主体）の概要

事業者の名称	株式会社 健成プライム
事業者の所在地	相模原市中央区相模原 2-10-14
事業者の電話番号・FAX	042-707-7379
代表者氏名	鎌田 憲征

2 事業の目的、運営方針

経営理念	輝く日本の未来を創造する力になろう (私たちは、子どもたちの健全育成を通じて自分の存在価値を高めていきます)
保育理念	心と体の健やかな成長を目指し、優しさと笑顔があふれる園を創造すること

3 事業の概要

種別	小規模保育事業A型		
名称	けんせい保育園		
所在地	相模原市中央区相模原 2-10-14-1F		
電話番号・FAX	042-707-7379		
責任者氏名	鎌田 憲征		
事業開始年月日	平成25年	11月	1日
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児
	5人	7人	7人
弾力運用 全体22人まで		+2人まで	+8人まで
取扱う保育事業	延長保育 ・ 一時保育		

4 設備等の概要

敷 地	面積 419.69 m ²				
建 物	鉄骨造 5階建ての1階 延べ床面積 839.19m ²				
	室数	面積		室数	面積
乳児室(0歳児)	1	18.25m ²	調理室	1	7.95m ²
乳児室(1歳児)	1	29.85m ²	事務室	1	6.86m ²
保育室(2歳児以上)	1	32.01m ²	トイレ	1	12.32m ²
保育士休憩室	1	6.94m ²	調乳室	1	1.55m ²
沐浴室	1	3.42m ²	その他	1	7.44m ²
相談室	1	2.76m ²	床面積合計		129.35m ²

5 職員体制（令和7年4月1日現在）

常 勤		非常勤	
責任者	1人		人
保 育 士	3人	保 育 士	11人
保育従事者	1人	保育従事者	1人
保育調理員	人	保育調理員	3人

6 保育を提供する日

開 所 日	平成27年4月1日（認可取得年月日）
休 園 日	日曜日、国民の祝日（振替休日含む）、及び年末年始（12/29～1/3）、

7 保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後7時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後6時00分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	夕：午後6時00分から午後7時00分まで （土曜日はなし）

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後7時00分まで （土曜日はなし）

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	1時間あたり800円（0.5h 400円） （月極／1h〔19:00迄〕5000円）
その他別表に定める料金	行事に係る費用（※事前にお知らせ致します）

9 利用料金の納入

保育料は、支給認定や保護者の市区町村民税の所得割額及び利用年度の4月1日時点の満年齢によって決め、市区町村民税は、4月から8月までにおいては前年度、9月から翌年3月までは当年度の所得割額をもとに市が決定します。なお、同時に2人のお子さんが利用している場合には、第2子保育料が50%減額、3人以上のお子さんが利用している場合、第2子が50%減額、第3子以降が100%減額となります。

職員の人件費や施設の維持管理費等、保育室を運営する経費として保護者の皆さまにご負担いただくものです

○利用料金は指定口座へ振り込み又は現金払いでお支払いください。(口座番号は請求書記載)

10 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<保育計画（年間）>

ク	ラ	ス	保 育 計 画
0	歳	児	一人ひとりの発達発育状況を踏まえ、基本的な生活習慣を養う
1	歳	児	安心できる保育者との関係の中で自立心を育む
2	歳	児	生活習慣の確立と自分の思いを表現する力を養う
そ	の	他	日々の活動や、年間の様々な行事を通じて、季節感や行事の雰囲気を楽しむ

<一日の保育の流れ>

■ 保育園における子どもの生活 ■

時 間	2~12 か月児	12~24 か月児
8 : 0 0	子ども受け入れ 順次登園、視診 健康観察	子ども受け入れ 順次登園、視診 健康観察
9 : 0 0	あそび	自由遊び
9 : 2 0		お片付け
9 : 3 0	ミ ル ク・水分補給	リズム体操・水分補給
10 : 0 0 ~	(おやつ)・睡 眠	お散歩・制作活動
11 : 0 0	外 気 浴・あ そ び	
11 : 3 0	(離乳食・給食)	給食
12 : 0 0	睡 眠	
1 : 0 0	ミ ル ク	午睡準備
2 : 0 0	視 診	午 睡
3 : 0 0	健康観察 (おやつ)	(昼寝) めざめ
4 : 0 0	降園準備	降園準備
5 : 0 0	順次降室	順次降室
6 : 0 0	保育終了	保育終了

お散歩のコースと時間について

近隣にある氷川町公園、すみれ公園、少し遠い矢懸（やがけ）公園、7丁目公園、比丘口（びくぐち）公園などにお散歩に行きます。その日の天候・子どもの様子・子どものリクエストなどを見ながら行き先を決めております。時間についてはだいたい10時~11時30分ころになります。

11 給食等について

園から提供する食事は、主食とおやつです。
※お子さんの発達に合った離乳食を提供します。

<給食の提供にあたって>

- ・栄養士作成の献立に基づいて食材を仕入れ、自園で調理したものを提供いたします。
- ・毎月献立予定表を提供いたします。

<アレルギー対応について>

- ・生活管理指導表に基づき、除去食を提供します。

※詳細については子どもさんの状況を踏まえ、各ご家庭と相談の上進めて参ります。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園にあたって提出していただく書類

- ・重要事項説明書（署名したもの1部）
- ・利用契約書（自著または記名押印したもの1部）
- ・児童家庭調査票
- ・通園調査及び緊急連絡票
- ・入所までの生活状況
- ・承諾書（緊急対応）
- ・個人情報に関する承諾書
- ・乳児医療証のコピー

(2) 保護者に持参してもらうもの

* 全ての持ち物には大きく名前を書いてください。

<input type="checkbox"/> ●手ふきタオル（0歳児組は不要）	<input type="checkbox"/> おむつ1袋（なくなり次第連絡）
<input type="checkbox"/> ●食事用エプロン ●は毎日持参	<input type="checkbox"/> 外遊び用のくつ ※通園と兼用可
<input type="checkbox"/> ●連絡帳	<input type="checkbox"/> ★タオルケット1～2枚（掛け用のもの）
<input type="checkbox"/> ●水筒（ストロータイプ）	★は週始めにお預け週末持ち帰り
<input type="checkbox"/> 肌着、下着上下（なくなり次第連絡）	冬季は毛布をお願いします
<input type="checkbox"/> 着替え用衣服上下（なくなり次第連絡）	その他必要なものは、その都度お声掛け
<input type="checkbox"/> おしり拭き1つ（なくなり次第連絡）	致します

1.3 健康診断、健康管理について

- (1) 保育園では、乳幼児健康診査、歯科健診、身体計測、尿検査を行います。
- (2) お子さんにアレルギー体質等がある場合は、必ず申し出てください。
- (3) 食物アレルギーで食物除去等が必要な場合には、医師の診断による「生活管理指導表」に基づいて行います。
- (4) 乳幼児健康診査、予防接種は各家庭で受け、結果や接種内容を連絡してください。
- (5) 普段と様子が違うとき（熱がなくても元気がないとき等）は、口頭で連絡してください。
- (6) 薬は原則としてお預かりできません。

※保育園では、主治医から乳幼児に出された薬は、元来その保護者が与えるべきであると考えています。医療機関を受診される際には、保育園に通園していることや保育時間を主治医に伝え、家庭での服薬で対応できるようにご相談ください。

なお、アレルギー性疾患や中耳炎等、慢性の経過をたどるもので、保育時間内の服薬が必要とされ、やむを得ず保護者が与えることが出来ない場合は、お申し出ください。

- (7) 病気のときは、お子さんの健康を考慮し、できるだけ休ませてください。

とくに感染症にかかったときは、医師の許可があるまでは登園を控えてください。

- (8) 乳幼児のかかりやすい病気は、次の表のとおりです。

表の1～9までの疾病については、登園するとき医師の治癒証明書が必要です。

表の10・11の疾病については、登園はできますが、治癒証明書が出るまではプールに入ることができません。

登園許可等証明書の用紙は、市内の病院、医院にあります。

表のア～クは、証明は不要ですが、受診し医師の診断を受けてください。

病 名		主 要 症 状	
登園許可等証明書が必要	1	百日咳	熱がなく特有の咳・夜間に多い
	2	麻疹（はしか）	発熱・くしゃみ・結膜炎・発疹
	3	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱・耳の下がはれる
	4	風疹（三日ばしか）	軽いかぜ症状・発熱とともに発疹
	5	水痘（みずぼうそう）	発熱とともに水疱のある発疹
	6	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・のどの痛み・結膜の充血・目やに
	7	溶連菌感染症	高熱・咽頭痛・発疹
	8	流行性角結膜炎	結膜の充血・眼瞼のはれ・目やに
	9	急性出血性結膜炎（アポロ病）	結膜の充血・眼瞼のはれ・目やに
	10	伝染性膿痂疹（とびひ）	あせも等に化膿菌が入って水疱ができ次々に広がる
	11	中耳炎	耳だれ、耳を痛がったり触る、聞こえが悪い

病 名		主 要 症 状	
登園許可等証明書が不要	ア	流行性紅斑（りんご病）	軽度の発熱・顔面の紅斑
	イ	インフルエンザ	発熱・咳・のどの痛み・ふしぶしの痛み
	ウ	感染性胃腸炎	下痢の回数が多く水のような便、かぜのような症状をとこなう
	エ	急性角膜炎（8・9を除くもの）	眼の充血及び痛み
	オ	手足口病	手のひら、足のうら、口の中に米粒大の水疱
	カ	ヘルパンギーナ	発熱・のどの痛み・のどの奥に水疱や潰瘍
	キ	RSウイルス	発熱・鼻汁・特有の咳・呼吸困難
	ク	マイコプラズマ肺炎	発熱・徐々に激しくなる咳・頭痛

インフルエンザ等感染症にかかった時の登園のめやす

「保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）」が平成24年11月に改訂され、登園の目安がわかりやすくなりました。乳幼児が集団で長い時間生活を共にする場所において、集団感染に至らないよう、目安を参考に配慮いただきますようお願いいたします。

★インフルエンザにかかった時の登園のめやす★

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで（就学児は、2日を経過するまで）

2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）より

【日数の数え方について】

日数の数え方は、その現象が見られた日は数えず、その翌日を第1日とします。「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）の3日間を休み、金曜日から登園ということになります。

図1 「解熱した後3日を経過するまで」の考え方

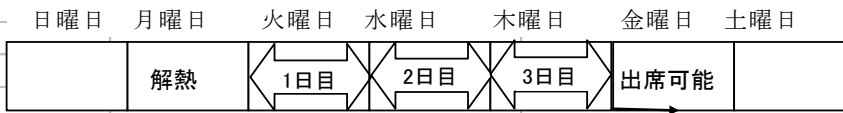
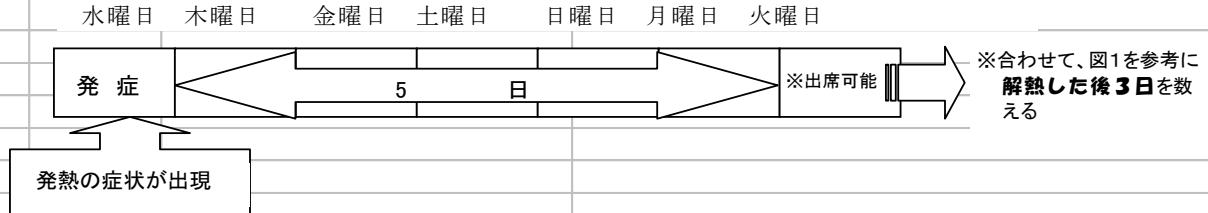


図2 「発症した後5日を経過」の考え方

インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。



その他の
主な感染症

百日咳

特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

麻疹
(はしか)

解熱した後3日を経過するまで(病状により感染力が強いと認められたときは長期に及ぶこともある)

流行性耳下腺炎
(おたふくかぜ)

耳下腺、顎(が)下腺又は舌下腺の腫れがあらわれた後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

風しん
(三日ばしか)

発しんが消失するまで

水痘
(みずぼうそう)

すべての発しんがかさぶたのようになり乾燥するまで

注) 上記に掲載のない感染症についての登園のめやすは「2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）」によるものとしています

相模原市役所 保育課

1.4 嘱託医・嘱託歯科

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

嘱託医	氏名	しながわ小児クリニック（品川 洋一 医師）	
	所在地	相模原市中央区中央4-3-24	電話 042-768-8830
嘱託歯科	氏名	仲尾歯科医院（仲尾 博史 歯科医師）	
	所在地	相模原市中央区相模原2-3-15	電話 042-757-3858

1.5 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	すみれ公園
広域避難場所	清新小学校・清新中学校
その他	向陽小学校（広域）

1.6 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。 ※承諾書あります

<近隣の緊急連絡先>

相模原警察署	042-754-0110
相模原消防署	042-751-0119
相模原消防局	042-751-9111

1.7 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	鎌田 憲 征
消防計画届出年月日	消防署 平成31年 1月 8日
避難訓練	月1回の避難訓練及び消火訓練（内容：地震、火災、不審者対応、通報、お話や映像教材による啓発）
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、排煙窓

18 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。（日本スポーツ振興センター）

保険の種類	施設賠償保険・傷害保険
保険の内容	施設賠償 1事故・1名 1億5000万円以上 総額15億円以上（免責3万円） 傷害保険 死亡後遺障害2100万円 入院日額2000円 通院日額1000円

19 業務の質の評価について

小規模保育事業の自己評価	実施方法：自己評価シートに基づき毎年実施 公表方法：園内掲示
外部（第三者）評価	実施方法：令和3年9月実施（R-コーポレーション） 公表方法：インターネット上に掲載

20 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 高木 夏実 電話番号 042-707-7379
相談・苦情解決責任者	氏名 鎌田 憲征 電話番号 042-707-7379

第三者委員	本所 要	電話番号	042-752-4356
		役職・肩書等	清新地区民生委員・ 児童委員協議会会長
	磯野裕之	電話番号	042-758-3783
		麻布大学 事務局 教務部 勤務	
	久我日出子	電話番号	042-769-0404(保育園)
		バンビーニ保育園 代表	

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

2.1 連携施設

連携施設の種類	※近隣の認可保育園
名称	社会福祉法人 すすきの保育園
所在地	相模原市中央区すすきの町2番6号
連携協力の概要	受け入れ枠（1名以上）・保育支援

連携施設の種類	※近隣の幼稚園
名称	学校法人 清心幼稚園
所在地	相模原市中央区清新3-14-16
連携協力の概要	受け入れ枠（1名以上）・保育支援

